

注*『明実録』万曆十九年十一月辛卯の条に關連の記事がある。なお、

本文書以降、符文にも勘合番号が記され、文章も執照とほぼ同様

になる(二三一〇二)注(2)参照。

(1) □□日 執照(三一一三〇)によれば十四日。

1-26-09

世子尚寧の、進貢謝恩のため署大夫事都通事金仕歴等を遣わす符文(一五九六、九、八)

琉球国中山王世子尚(寧)、進貢、謝恩等の事の為にす。

今、特に署大夫事・使者・通事等の官の金仕歴等を遣わし、表文一通を齎捧せしむ。小船一隻に坐駕し、馬四匹・生硫黄一万斤・金銀面扇五十把・水墨画扇一百把・細嫩芭蕉布四十四匹・土夏布四百匹・紅花二百斤・海螺三千個を装載し、齎して礼部に赴き告申して進収せしむる外、今、洪字第十二号半印勘合符文を給して前去せしむ。沿途の経過の各該地方の関津把隘とこらの去処及び駅遞・巡司等の衙門の官吏は、往廻して彼に到らば、即便に放行し、留難して未便なるを得しむる母れ。須らく出給に至るべき者なり。

計開 赴京の

署大夫事都通事一員 金仕歴 人伴一十名

使者一員 金応照 人伴五名

通事一員 梁守徳 人伴二名

存留在船使者二員 馬五郎 毛鳳威 人伴四名

存留在船通事一員 葉崇五 人伴二名

貢謝の方物を除くの外、附搭の土夏布二百匹

右の符文は通事梁守徳等に付し、此れに准ぜしむ

万曆二十四年(一五九六)九月初八日給す

進貢謝恩等の符文の為にす

注*『明実録』万曆二十五年十月庚申の条に關連の記事がある。

(1) 葉崇五 執照(三一一〇三)には葉崇吾とある。

1-26-10

世子尚寧の、進貢謝恩と請封のため長史鄭道等を遣わす符文

(一五九九、二、二七)

琉球国中山王世子尚(寧)、進貢、謝恩、請封等の事の為にす。

今、特に長史・使者・通事等の官の鄭道等を遣わし、表文一通を齎捧せしむ。小船一隻に坐駕し、馬四匹・硫黄一万斤・黒漆鞞を齎捧せしむ。小船一隻に坐駕し、馬四匹・硫黄一万斤・黒漆鞞沙魚皮靶腰刀二十把・紅漆鞞黒漆靶鍍金銅結束鎗一十柄・線穿鉄甲二領、頭盛全・細嫩土夏布二十四匹・花螺一百個・海螺二千個を装載し、齎して礼部に赴き告稟して進収せしむる外、今、洪字第

十九号半印勘合符文を給して前去せしむ。沿途の經過の各該地方の関津把隘の去処ところ及び駅通・巡司等の衙門の官吏は、往廻して彼に到らば、即便に放行し、留難して便ならざるを得しむる母れ。須らく出給に至るべき者なり。

計開 赴京の

長史一員 鄭道 人伴一十名

使者一員 兪美玉1 人伴五名

都通事一員 蔡朝信2 人伴三名

存留在船使者二員 陳国良 毛喜 人伴四名

存留在船通事一員 梁基3 人伴二名

貢謝の方物を除くの外、附搭の土夏布二百匹

右の符文は都通事蔡朝信等に付し、此れに准ぜしむ

万曆二十七年（一五九九）二月二十七日給す

進貢謝恩諸封等の
事の為にす 符文

注* 『明実録』万曆二十七年十二月甲申の条に關連の記事がある。

(1) 兪美玉 加賀寿親雲上重光。一五五九—一六二二年。那覇兪氏（根路銘家）二世（『家譜（四）』四九七頁）。

(2) 蔡朝信 一五五一—一六〇八年。屋良通事親雲上。久米村蔡氏（儀間家）七世（『家譜（二）』二五七頁）。

(3) 梁基 一五六五—一六〇四年。神谷通事親雲上。久米村具江梁氏（亀嶋家）五世（『家譜（二）』七六三頁）。

1-26-11

世子尚寧の、進貢のため正議大夫鄭近等を遣わす符文

（一六〇一、九、一一）

琉球国中山王世子尚（寧）、進貢等の事の為にす。

今、特に正議大夫・使者・通事等の官の鄭近等を遣わし、表文一通を齎捧せしむ。土船一隻に坐駕し、馬四匹・生硫黄一万斤を装載して京に赴き進貢す。仍お礼部に赴き告稟して交納せしむる外、今、洪字第二十五号半印勘合符文を給して前去す。沿途の各該地方の関津把隘の去処ところ及び駅通・巡司の各衙門の官吏は、往廻して彼に到らば、即便に放行し、阻滞し留難して便ならざるを得しむる母れ。須らく出給に至るべき者なり。

計開 赴京の

正議大夫一員 鄭近 人伴一十名

使者一員 馬鍾美 人伴五名

都通事一員 鄭俊 人伴三名

存留在船使者二員 馬五頼 馬吾刺 人伴四名

存留在船通事一員 蔡延 人伴二名

附搭の土夏布二百匹

右の符文は都通事鄭俊等に付し、此れに准ぜしむ

万曆二十九年（一六〇一）九月十一日給す

進貢等の
事の為にす 符文